

**[書評] 歴史家たちによるさらなる積極的な論議・言語化への期待を抱かせる、新しい果敢な試み  
武井彩佳『歴史修正主義ヒトラー賛美、ホロコースト否定論から法規制まで』（中公新書、二〇二一年）**

著者	川口 茂雄
雑誌名	心の危機と臨床の知
巻	23
ページ	三五-四一
発行年	2022-03-20
URL	<a href="http://doi.org/10.14990/00004118">http://doi.org/10.14990/00004118</a>

【書評】歴史家たちによるさらなる積極的な論議・言語化への期待を抱かせる、新しい果敢な試み

—— 武井彩佳『歴史修正主義 ヒトラー賛美、ホロコースト否定論から法規制まで』（中公新書、二〇二一年）

川口 茂雄

「日本では歴史修正主義をめぐる議論には、〔…〕歴史家は政治的な論争に巻き込まれるのを避けようとして、もしくは根拠を欠く主張を論破する労力を無駄と考えて、距離を置く傾向がある」（iv頁）。だが、「そうこうするうちに二〇一六年にドナルド・トランプがアメリカの大統領になった。彼が既存のメディアのニュースは嘘ばかりだと言い出した当初、人々は苦笑してやり過ぎそうとした〔…〕しばらくしてこの考えは甘かったことに気づいていく」（三六頁）。そうして現在では著者は、ひとりの職業歴史家として、「歴史家が歴史修正主義と直接的に対峙してこなかったことは自戒の念を込めて認める」（二三七頁）との見解を積極的にとるにいたる。この冷静かつあくチュアルな見解が、本書の執筆の動機と内容をかたちづくっていることになろう。

国内では主として「政治家、ジャーナリスト、政治的な主張を持つ一般人など」によって書かれ語られてきたある種の領域の事柄について、「歴史家」と自身を分類したうえで、詳しく事例の記述を提供し、果敢に論述しようとする本書の登場は稱賛に値しよう。——歴史記述と歴史修正主義の問題について、約二十年來取り組んできた哲学・歴史哲学の一研究者として、興味深く本書を拝読し、勉強させていただいた次第である。

別の角度から言えば、著者がときどき本書中で「大学の教室」や「こうした言説にあまりなじみのない若い世代」という表現で暗示しているところの、大学あるいは高校等の教育現場においても近年ときおり感じられる薄暗い影のような何かに、なんらかの仕方で正面から向き合う必要があるという、本書の背景をなしているであろう問題意識にも、評者は職業的個人的な経験から、共感するところが大きい。

けっして抽象的ではない、そうしたいわば現場での問題意識を、著者はお持ちであるのだろう。著者は、第二次大戦後のユダヤ人およびユダヤ人をめぐる各国政治の実態について、諸言語による幅広い資料の調査にもとづく専門性の高い仕事を世に出してきた歴史家である。しかし本書は、専門家だけを読者として想定し、専門家に通じればそれでよいとするタイプの書物ではない。本書は、シニカルに、仕方がない、それが現実だなどと安楽な現状肯定に沈んでゆくのもなければ、「素人の

愚論であるから相手にすべきでないと言つて無視する」(二三五頁)という上から目線での労力削減の方向を採るのでもない、真摯で骨の折れる努力をいとわない歴史家の研究的かつ社会的実践として公共空間にむけて提供・刊行されたものである、と形容されるべきであろう。

(本書の方針として著者が「主に第二次世界大戦以降の欧米社会の歴史修正主義」(iv頁)をもつばら内容として選択し、「日本の歴史修正主義」については複数の理由があるにせよ「扱わない」としたことには、せつかくの機会なのに物足りないと惜しむ声ももちろんあるだろう。しかしながら、少なくとも評者は、その選択によって本書が日本の社会にたいしてもちうる意義が本質的などころで減少しているとは思わないし、上述のように、日本社会のただなかでさまざまな年齢世代と日々接しての現場感覚と呼べるようなアクチュアリティをむしろ本書から読み取っている。本書に私が残念ながらやや物足りない」と申し上げたい点は別にあるのだが、それについては後述する。)

本書の白眉は第六章、第七章であるところとらえるのは、評者だけではないだろう。そこでは、フランスのゲソ法(一九九〇年)を典型とする、ホロコースト否定論の発言を刑罰の対象とする法規制、およびそれをめぐる諸論点について、記されている。著者はこうした刑事罰による規制が、実効性に問題を持つだけ

でなく、「表現の自由」という「民主主義的な社会の基礎」(一八四頁)のひとつと矛盾するものでありうるという困難について、ヨーロッパ諸国でのさまざまな事例を参照しつつ詳しく取り上げている。

「否定論」の発言は「個人や集団の尊厳を傷つけ、公共の平穏を乱し、暴力を誘発するヘイトスピーチである」という理解から、ヨーロッパの複数の国において一九九〇年代以降、刑罰の対象とされてきた。だが他方で、「歴史の否定を法で禁止することは、国が「公的な歴史」というものを設定することを意味する」。「それによって、都合の悪い事実には言及されなかったり、法を理由に反対派が排除されるかもしれない。つまり、政治的な意図から言論統制の手段として使われる可能性がある。〔…〕国が自ら虚偽の歴史を「正史」と位置付ける可能性すらある」(一八四頁)↓。そうした懸念があるゆえに、フランスでのゲソ法の制定の際には紆余曲折があった。「多くの歴史家が反対し、アウシュヴィッツの生還者でもある政治家シモーヌ・ヴェイユも反対していた」(二〇四頁)。

こうした事柄は、もちろん専門性の高い学術書においては、これまでにも日本語で読めるかたちで幾度も紹介され論じられてきている。——歴史学分野の数々の書物だけではない。哲学分野においても、たとえば代表的なものとしてはポール・リクール<sup>②</sup>が、アナール学派第四世代の歴史家ジャック・ル

ヴェルやロジェ・シャルチエの歴史学理論・方法論を詳しく取り入れて執筆した大著『記憶、歴史、忘却 *La mémoire, l'histoire, loubli*』（原著二〇〇〇年、邦訳書上巻二〇〇四年、下巻二〇〇五年）<sup>(3)</sup>のなかで、まさにドイツ歴史家論争について論じ、くわえて、「歴史家」「裁判官」「市民」の公共空間における役割の差異および関連についても主題的に論じていた<sup>(4)</sup>。——とはいえ、専門家向けの学術書の体裁ではなく、より幅広い読者が手に取りアクセスする可能性の高い新書の形式で、「法による歴史の否定禁止」の意義と問題点について日本語で紹介するものは、ほとんどなかっただろう。本書が出版されたことの意味は少なからぬものがある。

「悪貨は良貨を駆逐する」（一七七頁）という事態を公共的な歴史認識にかんして生じさせないための手段として刑事罰導入の価値を一方では認知しつつも、しかし「最初はホロコースト否定の禁止という文脈で登場した「歴史の司法化」が、思想統制全般の手段へと拡大してしまうことは防がなければならぬ」（二三四頁）との見解を著者は結論的に示す。したがって、「歴史修正主義の規制の前提は、民主主義が十分に機能していることだろう」（二〇〇頁）。歴史学研究の前提にあるのは、民主主義である。このことを改めて確認し再発見するよう促すのが、本書である。

以上に見てきたように、アクチュアルなまた基礎的な意義を

数多く有する画期的な本書であるが、だからこそ、その取り組んでいるテーマの困難さからすればやむをえない面はもちろんあるのだけれども、歴史学の方法論ないし認識論にかんする言語化・反省的分析という点では、もっと思いついて豊かに書いてほしかったという印象、物足りない印象を与える箇所が所々にあることもまた、ある意味ではたしかである。本書では歴史学の方法論にかんする言及が、一文だけで簡潔に言い表わされることが多い。新書としての読みやすさを配慮した可能性はある（この点は本書の美德であり、好評の理由であろう）。だとしても、やはりそれらはさらなる説明や理由づけを欠いているようにも見え、ときに論拠なき断定という印象を与えうるだろう。「歴史家は現在手にしている証拠から、おのれの訓練と経験により、かなり可能性の高い推論を立てることができる」（八頁）。「書かれた歴史に具体的な歪曲があると具体的に指摘できるのは、歴史家だけだ」（二三八頁）。関連して、ミクロ歴史学<sup>(5)</sup>やメディア史学の観点の乏しさも気になる読者は気になるだろう。——しかるに、私見では、こうした書き方はむしろかすると必ずしも著者だけに固有のものではなく、往々にして「実証」をほとんど自明に自負するタイプの歴史学の著述にしばしば見受けられるとも（少なくとも一般読者の目からすれば）、いいうるような傾向、慣習であるかもしれない。だが、方法論の表立った言語化をおこなわずに、歴史修正主義の「質の

悪い言説とは異なる」とされる、学問的歴史学の良質の言説の「良質さ」はいったいどのようにして表現・保証・共有されるのだろうか？ 著者が本書で述べる、歴史学の「アカデミアの怠慢」（一七四頁）とは、まさに方法論の問題をしかるべき労力を注いで言語化し、共有可能なかたちで議論することを、各国の大半の歴史家たちが避けて遠ざけてきたという「怠慢」ではないのか？ もしかすると著者は、そうした歴史学の従来の慣習を越える見解を持つ自身と、慣習の枠内になお踏みとどまろうとする自身との両面を本書執筆において鋭敏に意識し、そこで誠実に葛藤し模索しておられるのかもしれないと推測するのは、的外れだろうか。

第四章は、著者の繊細な方法論的問題意識の機微がどこかためらいがちに、両義的な仕方であらわれている箇所であると言える。少なからぬ読者が、第四章（とくにその第二節）を、八〇年代のドイツ歴史家論争においてナチ政権のホロコーストを「比較可能」（一二五頁）と論じたエルンスト・ノルテの歴史修正主義的言説を端的に批判し、退ける内容として読んだかもしれない。ユダヤ人虐殺を他のなにかと比較しようとする身振りが許されない、と。しかしながら、第四章の第三節では、第二節の記述とのつながりがいささか読者には明瞭にとらえにくい仕方、次のようなことが記される。「二〇〇〇年代に入ると、「ジェノサイド研究」が進展した。この学問領域では、

さまざまなジェノサイドの背景、アクター、展開を分析することで、大量殺害の共通点があぶり出され、また特異点が明らかになる。比較は当然の要素とされる。〔…〕こうしてホロコーストと他のジェノサイドの比較に対する抵抗感は弱まり、「唯一無二」な出来事としてのホロコーストの地位は相対化された」（一三七頁）。どういうことか。この箇所は、ノルテによる「比較」の提唱自体はのちの二〇〇〇年代以降における歴史学の方法論的トレンドからすると、全面的に受け入れがたいものとまではいえなかった、という見解を述べているのだと解されるだろう。普通に（専門的な予備知識なしに）読めば、第二節の内容と第三節の内容とを、単純に整合的に読み通すことはかなり困難である。しかしこの点を本書の弱点と見るか優れた点と見るかについてはここでは判断を保留しておきたいと思う。

（哲学者リクールは『記憶、歴史、忘却』で、歴史家論争におけるノルテの論について、見かけに反して、その非難すべき点は比較の使用に存するのではないということを冷静に分析していた<sup>⑥</sup>。むしろノルテの論の詭弁的な部分は、比較から、因果関係の認定へと飛躍するところにある、とリクールは指摘した。評者もこのリクールの指摘について取り上げ強調して論じたことがある<sup>⑦</sup>。この点を性急に見落としたために、哲学者ハーバーマスによるノルテ批判は（過去についての）歴史記述の次元ではなく、（現在の）道徳的次元だけのもの——比較

は不道德であるという断罪——となり、ノルテの一応歴史記述論の平面でなされる論<sup>(8)</sup>に對して的中することができず、それ違うにとどまらざるをえなかったのだ。しかるに、どれだけ比較対象を広範にひろげたところで、過去のドイツ国民国家がおこなった犯罪を、ロシアやトルコのみならずとした行為だと認定することなどできない。その一線を越えるとき、ノルテの議論は明らかに詭弁的である。他方で、「比較研究の誠実な使用」<sup>(9)</sup>がありうることは社会と歴史学の未来のためにむしろ擁護されなければならぬ。たとえばアーレントの『全体主義の起源』がそうであったように。これがリクルールの分析であった。

「あとがき」における、著者が「三〇年ほど前、初めてアウシュヴィッツを訪れたとき」(二四〇頁)のエピソードは含蓄あるもので、興味深い。大学生であった著者は、その敷地、建物等を目の当たりにするが、しかし、いま現にそれらを見ても恐怖のような強い感情をおぼえない自身を見だし、そのことにむしろ驚きを心に刻まれたという。著者は本書中で何度か、歴史研究における「想像力」の重要性を力説する。「歴史学では想像力が決定的に重要である」(八頁)。「学習された過去は、起こったことと同じではない。他人の経験に感情移入できるかは想像力の問題だ」(二四一頁)。想像力とはなにであるかについての詳しい説明がないことは残念だが、私は著者の言わんとすることが理解できるように思う。いまここで見えるものが、

すべてではない。もはやない過去をとらえようとする者は、みずからの想像力を知的に不断に鍛え続けなければならない……。だが「あとがき」のこのすばらしいエピソードは、まさにそれ自体、本書冒頭「はじめに」における、「歴史家は過去をどのように眺めているのか」(ii頁)の「譬え」として、「赤い家が見える」という例が適切ではないことを、示してはいないだろうか。もはやない歴史的過去についての例示として、現在の感覚知覚モデルと解される「赤い家が見える」が何を意味するのかは不明瞭である。歴史的過去は、いまここで「これ」と指させるような対象ではないからだ。むしろこの箇所が必要であったのは、たとえば野家啓一が『歴史を哲学する』——この書には遅塚忠躬『史学概論』への応答という、歴史学の方法論をめぐる歴史家と哲学者とのあいだでの豊かで貴重なやりとりがのちに増補されている——で提示していた「東北大学」<sup>(10)</sup>に類するような例示ではなかったらうか。

本書は、従来の歴史学書が主題的に取り上げてこなかったいくつかの事柄を、新書の形式でほぼ初めて、歴史家の手になる著作として扱った、有益な書である。とくに、ヨーロッパ・アメリカ各国の第二次大戦後現在までにいたる数々の関連事例をつぶさに記述し比較するという点において、類書の少ないものであることはまちがいが無い。そして本書を読み終えた読者は、健全な民主主義によって歴史学研究が支えられる必要を確認す

ると同時に、おそらく、では、よりよい民主主義をつくるために歴史学研究が担うべき役割はどのようなものであるのだろうか、現在の歴史家たちに新たに問いかけてみたいことになることだろう。本書の登場をきっかけに、いっそう多くの歴史家の方々が「歴史修正主義」の問題、歴史研究の自由の問題、また、歴史学の方法論・認識論の問題について、いっそう活発な議論・言語化を展開提供されることを、歴史学に関心を寄せるひとりの人文学研究者として、また同時に、社会でもともに生きる人間・住民のひとりとして、願ってやまない。

## 註

(1) こうした「正史」の問題にかんして、リクール『記憶、歴史、忘却』での分析を紹介する記述として、参照…鹿島徹「リクールと歴史の理論」、鹿島徹・越門勝彦・川口茂雄(編)『リクール読本』、法政大学出版局、二〇一六年、八頁。「建国の出来事という名目でわれわれが祝うものは、その大部分が暫定的な法治国家により事後的に正当化された暴力行為である」(MHO99:上129)。

こう語る二〇〇〇年のリクールは、「公的歴史Ⅱ正史」のイデオロギー作用について次のように分析してゆく。建国の出来事(…)を共同の「記憶」の起点とする正史は、ひとつの完結した物語としての共同体のアイデンティティの閉域へと成員を囲い込む。そこに働くのは、人びとを特定の事績の想起のみならず、周辺民族

の血塗られた虐殺・抑圧といった出来事の忘却へと導く「物語の選択機能」である。その正史はたんに権威づけられ強制されるだけでなく、公教育や式典を通じて成員により内面化される(MHO103f:上142-143)。それだけでなく、正史から取り落とされ忘却されるものうちでも自国の過去の罪過については、個々の成員みずからが「知るまい、調べまいとする隠然たる意志」(MHO580:下214-1)にもとづき、その想起を回避する戦略をとり、記憶／忘却を操作する権力との共犯関係に入ると指摘しているのだ。たとえば過去二十年の日本社会の言論状況を顧みるとき、この批判的分析のもつアクチュアリティはあらためて確認するまでもないだろう」(略号MHOはリクール『記憶、歴史、忘却 *La mémoire, l'histoire, l'oubli*』原著ページ数を指し、コロンの後の漢数字は邦訳書上・下巻におけるページ数を指している)

(2) 二〇〇〇年にリクールが京都賞を受賞し、同年一月に來日しておこなった受賞者講演のタイトルは「過去の表象を前にした裁判官と歴史家」であった。

(3) 『記憶、歴史、忘却』の執筆に際して編集助手を務めたのが当時大学生のエマニュエル・マクロンであったことは、この書の冒頭の謝辞からも確認される(MHO IV)。むしろこの事実と、今の現在の現役政治家マクロンへの評価とを結びつけて論じることには、まだその時機ではないだろう。

(4) これらの点について、参照…川口茂雄『表象とアルシーヴの解釈学——リクールと『記憶、歴史、忘却』』、京都大学学術出版会、

二〇二二年、第四章「歴史家と裁判官」、第五章「困難な赦し」。  
 (5) 一二四—一二五頁で「意図派」についての言及があるが、簡潔に  
 すぎるように思われた。同じことは一二頁の「社会史」「庶民の  
 歴史」についても言える。

(6) 「ノルテの言説の決定的な変質は、比較から因果関係への移行に  
 おいて生じる。Le glissement décisif dans le discours de Nolte lui-  
 même se fait dans le passage de la comparaison à la causalité」  
 (MH0429)

(7) 川口茂雄『表象とアルシヴの解釈学』、三八四—四一頁。

(8) この点についても、『歴史修正主義』第四章のなかでは、第二節  
 ではなく、第三節の末尾になって、「現在から見ると歴史家論争  
 は、本質的には学術論争であった。ノルテら保守派の主張に歴史  
 修正主義的な動機が見え隠れすることはあったが、歴史家と歴史  
 修正主義者の論争とは言いがたかった」(一四一頁)と記される。  
 だがこの記述だけではやはり簡潔にすぎるようにも感じられ、本  
 書を精読しようとする一般読者は戸惑う面があるだろう。また、  
 「歴史の政治利用」という表現、ないし「政治」という語彙は、  
 本書のなかでも殊に不明瞭にとどまったもののように思われる。  
 このことについては、二〇二二年十二月一九日開催の本書の合評  
 会的な企画「歴史と法：歴史修正主義的な言説とどう向き合う  
 か」(早稲田大学ナショナルリズム・エスニシティ研究所)におい  
 ては、コメンテーターの小野寺拓也氏がシテイズンシップ教育と  
 いった別種の具体例に言及しつつ適切に指摘していた。

(9) MH0434.

(10) 野家啓一『歴史を哲学する 七日間の集中講義』「補講Ⅰ 過去の  
 実在・再考」、岩波現代新書、二〇一六年、一五〇—一五二頁。

「確かにわれわれは東北大学の図書館、教室、研究室、体育館、  
 グラウンド、教師、職員、学生、などを知覚することができます  
 しかし、「東北大学はどこにあるのか」と問われても、「これ」と  
 指さすことはできません。第一、東北大学は幾つものキャンパス  
 に分かれている総合大学ですし、[...]一挙に知覚したり、指さ  
 すことは不可能です。たとえ航空写真に撮ったとしても、そこに  
 写っているのは大学の土地と建物であって大学そのものではありません。  
 [...]」

「[...]例えば、大学の建物がすべて一夜にして灰燼に帰してしま  
 えば、次の日から大学は機能不全に陥ることでしょう。しかし、  
 それは大学が消滅したことを意味しません。逆に、いくら立派な  
 建物があっても、経営不振に陥ったり受験者がいなくなった大学  
 は消滅せざるをえません。[...]」  
 ここまで来れば、「過去の実在」にどのような意味を与えうる  
 のかはほぼ明らかでしょう。過去の事物や出来事は「もはやない」  
 のですから、その本性上「知覚する」ことはできません。「[...]  
 もちろん、知覚できないからといって、それから「実在」を奪い  
 取る理由にならないことは、これまで詳しく述べてきた通りで  
 す」

(かわぐち しげお／哲学)